

宮崎県医師修学資金

貸与の手引

宮 崎 県

令和7年2月

目次

内 容	ページ
■ 宮崎県医師修学資金制度について	1
■ 貸与申請の手続	
1 新規貸与（令和7年度新たに貸与を受ける者） ① 令和7年度医学部地域枠入学者 宮崎大学医学部地域枠ABC 1年生 長崎大学医学部宮崎県枠 1年生	2
② ①以外の貸与希望者 大学・学年不問	3
2 継続貸与（進級し、昨年度に引き続き貸与を受ける者） 宮崎大学医学部地域枠ABC 2～6年生 長崎大学医学部宮崎県枠 2～6年生 その他貸与を受けている学生 2～6年生	5
■ 貸与停止の手続 （令和7年度、原級や休学等によって貸与停止となる者） 宮崎大学医学部地域枠ABC 2～6年生 長崎大学医学部宮崎県枠 2～6年生 その他貸与を受けている学生 2～6年生	6
■ 返還免除・返還等の手続	7
■ 県が指定する医療機関	8
■ 提出書類一覧	9
■ 様式集	-

宮崎県医師修学資金貸与制度について

1 制度概要

宮崎県医師修学資金は、「宮崎県の地域医療に貢献したい！」という高い志と熱い情熱を持った医学生に対して、修学資金を貸与することで地域医療を担う人材を宮崎県として育成する制度であり、県民の大切な税金により運営されています。

貸与を受ける皆さまは、この制度の趣旨を十分理解し、勉学に励んでいただくようお願いいたします。

2 貸与額

- (1) 貸与月額 100,000 円
- (2) 入学金相当額 282,000 円（1年生のみ）

3 貸与期間及び貸与方法

- (1) 貸与決定年度の4月から大学の正規の最短修学年限までとします。
- (2) 毎月貸与します。また、入学した年に限り、入学金相当額を初回の貸与額に加算して貸与します。

4 その他

対象者によって必要書類が異なるため、本手引では、対象者ごとに提出先や提出期限を記載しております。御自身の該当するページを御確認の上、各自手続きを進めてください。

各様式のデータは宮崎県ホームページに掲載しております。（下記URL又は二次元バーコードから該当ページに遷移します。）

- <https://www.pref.miyazaki.lg.jp/iryoseisaku/kurashi/iryo/ishishugakushikin.html>



5 お問い合わせ先

宮崎県福祉保健部 医療政策課 医師確保担当
〒880-8501 宮崎市橘通東2-10-1
電話 0985-26-7451
電子メール ishishohei@pref.miyazaki.lg.jp

■ 貸与申請の手続

1 新規貸与

① 宮崎大学医学部地域枠ABC 1年生
長崎大学医学部宮崎県枠 1年生
(令和7年度に上記区分で入学する者)

1 貸与開始までの手続

修学資金の貸与開始に当たっては、次の書類の提出が必要です。

支払いシステムの都合上、一人の御提出が遅れてしまうと、他の貸与者の方にも御迷惑がかかってしまいますので、期限厳守に御協力いただきますようお願いいたします。

期 限 日：令和7年3月28日（金）17時必着【期限厳守】

提出書類（を利用し、提出前に書類の漏れがないか御確認ください。）

- ① 医師修学資金貸与申請書（様式第1号）
- ② 誓約書（様式第2号）
- ③ 債権者登録申出書兼口座振替支払申出書（別紙②）
- ④ 振込を希望する本人名義の口座通帳のコピー
* カナ口座名義、口座番号、金融機関名及び支店名 が全て写っていること。
- ⑤ 医師修学資金借用証書（様式第5号）
* 2,000円の収入印紙（郵便局等で販売しています。）を貼り、本人又は保証人の印鑑で消印を押してください。
* 収入証紙と間違えないように御注意ください。
- ⑥ 宮崎県キャリア形成卒前支援プラン及び宮崎県キャリア形成プログラム適用同意書
- ⑦ 【新規貸与】令和7年度連絡先等調査票
* 下記URLまたは二次元バーコードから入力フォームに遷移します。
必要事項を御記入のうえ、期限日までに回答を送信してください。

○ <https://ttzk.graffer.jp/pref-miyazaki/smart-apply/surveys/5501390916546480322>
- ⑧ 戸籍抄本（又はこれに代わる書面）
- ⑨ 医学部合格通知書の写し



※ ①②の書類について、令和7年4月1日時点で18歳以上の方は、法定代理人の署名捺印は不要です。

2 提出先・お問い合わせ先

宮崎県福祉保健部 医療政策課 医師確保担当
〒880-8501 宮崎市橘通東2-10-1
電 話 0985-26-7451
電子メール ishishohei@pref.miyazaki.lg.jp

② ①以外で新たに貸与を希望する者 (大学・学年不問)

1 応募資格

- (1) 令和7年4月1日時点で、大学（大学院を除く。）の医学課程に在学している者であること。
- (2) 在学中は「宮崎県キャリア形成卒前支援プラン」、卒業後は「宮崎県キャリア形成プログラム」の適用を受け、宮崎県内の基幹型臨床研修病院における臨床研修及び専門研修基幹施設における専門研修を履修するとともに、その後も同プログラムが定める期間内は、県の指定する医療機関で勤務を行い、同プログラムを満了することを約束できる者であること。

2 募集人員 4名程度

3 「宮崎県キャリア形成卒前支援プラン」及び「宮崎県キャリア形成プログラム」

医師修学資金貸与者には、「宮崎県キャリア形成卒前支援プラン（医学部在学中）」及び「宮崎県キャリア形成プログラム（医学部卒業後）」の適用について同意いただく必要があります。

貸与者の将来に関わる大変重要なプログラムとなっておりますので、申請される前に必ず、宮崎県庁ホームページで上記プログラムの内容を御確認ください。（下記URLまたは二次元バーコードから該当ページに遷移します。）

- <https://www.pref.miyazaki.lg.jp/iryoseisaku/kurashi/iryo/ishi-career.html>



4 申請方法

(1) 手続方法

宮崎県医師修学資金に関する事務は、すべて大学を通じて行われます。

下記①～④の書類を準備し、下記⑤（推薦調書）の書類の作成を大学学生担当課に依頼してください。なお、申請には2人の連帯保証人が必要です。

推薦調書の作成に当たり、大学側で面接等を実施される場合がありますので、大学の指示に従ってください。

申請書や添付書類の様式は、宮崎県庁ホームページの検索画面から「医師修学資金」で検索し、医療政策課のページからダウンロードできます。

(トップ>くらし・健康・福祉>医療>医師確保>令和7年度宮崎県医師修学資金の貸与医学生募集について)

- <https://www.pref.miyazaki.lg.jp/iryoseisaku/kurashi/iryo/ishishugakushikin.html>



(次ページへ続く)

提出書類（☑を利用し、提出前に書類の漏れがないか御確認ください。）

- ① 医師修学資金貸与申請書（様式第1号）
 - ② 誓約書（様式第2号）
 - ③ 戸籍抄本（又はこれに代わる書面）
 - ④ 奨学金に関する調査（別紙）
 - ⑤ 医師修学資金貸与者推薦調書（様式第3号）【大学が作成】
- ※ ①②の書類については、令和7年4月1日時点で18歳以上の方は、法定代理人の署名捺印は必要ありません。
- ※ 日付の欄には下記(2)「大学の応募受付期間」内の日付を記入してください。

- (2) 大学の応募受付期間 **令和7年4月1日（火）～令和7年4月15日（火）**
 - (3) 大学から県への書類提出期限 **令和7年4月30日（水）17時必着**
 - (4) 県の面接選考日（予定） 令和7年5月17日（土）
- * 面接時間は申請者に別途通知します。

5 貸与の決定

書面及び県の面接による審査を行い、貸与決定の可否を5月中（予定）に申請者全員に文書で通知します。

6 応募先・お問い合わせ先

宮崎県福祉保健部 医療政策課 医師確保担当
〒880-8501 宮崎市橘通東2-10-1
電 話 0985-26-7451
電子メール ishishohei@pref.miyazaki.lg.jp

7 その他

(1) 貸与申請される方へ

- 本修学資金の制度内容を十分御理解いただいた上で申請してください。
- 本修学資金は、他の修学資金（奨学金）と重複して貸与を受けることが可能ですが、重複する他の修学資金（奨学金）の併給可否につきましては、各自御確認いただきますようお願い申し上げます。

(2) 大学学生担当課の方へ

申請書の提出に当たっては、封筒に「宮崎県医師修学資金貸与申請書在中」と明記の上、提出してください。なお、郵送の場合、簡易書留又は配達記録で郵送してください。（令和7年4月30日（水）17時必着）

2 継続貸与

宮崎大学医学部地域枠ABC 2～6年生
長崎大学医学部宮崎県枠 2～6年生
その他、貸与を受けている学生 2～6年生
(進級し、昨年度に引き続き貸与を受ける者)

1 継続貸与の手続

昨年度に引き続き、修学資金の貸与を受ける場合は、次の書類の提出が必要です。
支払いシステムの都合上、一人の御提出が遅れてしまうと、他の貸与者の方にも御迷惑がかかってしまいますので、期限厳守に御協力いただきますようお願いいたします。

期 限 日：令和7年3月28日(金) 17時必着【期限厳守】

やむを得ない事情によって提出が遅れる場合は、なるべく早くその旨を報告してください。

提出書類 (☑を利用し、提出前に書類の漏れがないか御確認ください。)

- ① 医師修学資金借用証書(様式第5号) **【貸与者全員】**
 - * **収入印紙**(郵便局等で販売しています。)を貼り、本人又は保証人の印鑑で消印を押してください。
 - * 収入印紙の金額は、借用金額によって異なりますので、御留意ください。
〈例〉借用金額が50万円を超え100万円以下の場合…1,000円
借用金額が100万円を超え500万円以下の場合…2,000円 等
 - * **収入証紙と間違えないように御注意ください。**
- ② 成績証明書(各大学が発行しています。) **【貸与者全員】**
- ③ 保証人変更承認申請書(様式第4号)及び変更事項等届出書(様式第6号)
 - * 貸与者本人もしくは保証人の情報に変更が生じた場合は、必要事項を御記入のうえ、①②に添付する形で期限日までに御提出ください。
〈具体事例〉
 - ・保証人の変更 ・貸与者本人の氏名又は住所の変更
 - ・保証人の氏名または住所の変更
- ④ **【継続貸与】令和7年度連絡先等調査票【貸与者全員】**
 - * 下記URLまたは二次元バーコードから入力フォームに遷移します。
必要事項を御記入のうえ、期限日までに回答を送信してください。

○ <https://ttzk.graffer.jp/pref-miyazaki/smart-apply/surveys/0564298196398393802>



2 提出先・お問い合わせ

宮崎県福祉保健部 医療政策課 医師確保担当
〒880-8501 宮崎市橘通東2-10-1
電 話 0985-26-7451
電子メール ishishohei@pref.miyazaki.lg.jp

■ 貸与停止の手続

宮崎大学医学部地域枠ABC	2～6年生
長崎大学医学部宮崎県枠	2～6年生
その他、貸与を受けている学生	2～6年生
(令和7年度、 <u>原級</u> や休学等によって貸与停止となる者)	

1 貸与停止の手続

貸与を受けている者が、在学中に休学した場合、停学の処分を受けた場合及び進級できなかったため同一学年を重ねて履修することになった場合は、その期間中修学資金の貸与を停止します。復学し、継続の貸与申請が受理されれば、貸与を再開します。

上記に該当する場合は、次の書類の提出が必要です。

支払いシステムの都合上、一人の御提出が遅れてしまうと、他の貸与者の方にも御迷惑がかかってしまいますので、期限厳守に御協力いただきますようお願いいたします。

期 限 日：令和7年3月28日（金）17時必着

やむを得ない事情によって提出が遅れる場合は、なるべく早く報告してください。

提出書類（を利用し、提出前に書類の漏れがないか御確認ください。）

- ① 医師修学資金貸与停止等申出書（様式第7号）
- ② 申出内容の事実を証する書類
《例》休学する場合…大学が発行する「学生異動通知書」等
- ③ 【継続貸与】令和7年度連絡先等調査
* 下記URLまたは二次元バーコードから入力フォームに遷移します。
必要事項を御記入のうえ、期限日までに回答を送信してください。

○ <https://ttzk.graffer.jp/pref-miyazaki/smart-apply/surveys/0564298196398393802>



2 提出先・お問い合わせ

宮崎県福祉保健部 医療政策課 医師確保担当
〒880-8501 宮崎市橘通東2-10-1
電 話 0985-26-7451
電子メール ishishohei@pref.miyazaki.lg.jp

■ 返還免除・返還等の手続

1 修学資金の返還免除

(1) 全額免除

修学資金の貸与を受けた医師が、下記の要件に合致する場合は、申請により修学資金の返還及び利息の支払の全部が免除されます。

- ① 「宮崎県キャリア形成プログラム」の適用を受け、貸与期間の1.5倍に相当する期間（必要勤務期間）、県が指定する医療機関において医師として業務に従事しキャリア形成プログラムを満了したとき。
- ② 業務上の理由で、死亡又は心身の故障により業務の継続が困難となったとき。

(2) 一部免除

修学資金の貸与を受けた医師が、下記の要件に合致する場合は、申請により修学資金の返還及び利息の支払の一部を免除することがあります。

- ① 業務以外の理由で、死亡又は心身の故障により業務の継続が困難となったとき。
- ② 指定医療機関に勤務したが、貸与期間の1.5倍に相当する期間（必要勤務期間）に満たなかったとき。

2 修学資金の返還

修学資金の貸与を受けた者が、次のいずれかに該当するときは、年10%の割合で計算した利息を加えて、その理由が生じた月の翌月末までに貸与した修学資金を返還しなければなりません。

- ・死亡、退学等により修学資金の貸与が行われなくなったとき。
- ・大学を卒業後2年以内に医師の免許を受けることができなかったとき。
- ・県外で臨床研修又は専門研修を開始したとき。
- ・キャリア形成プログラムを満了しないことが確実となったとき。
- ・その他貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。
(指定医療機関に勤務しなかった場合などが該当します)

※ 詳細は、宮崎県医師修学資金貸与条例第7条をご参照ください。

3 修学資金の返還猶予

修学資金の貸与を受けた医師が、次の要件に合致する場合は、申請により修学資金の返還及び利息の支払の全部又は一部を猶予することがあります。

- ・修学資金の貸与を辞退した後、引き続き大学に在学しているとき。
- ・心身の故障、災害その他やむを得ない事由で支払が困難であると認められるとき。

■ 県が指定する医療機関

(令和7年2月改訂版「宮崎県キャリア形成プログラム」抜粋)

医療機関群	カテゴリー	対象医療機関等（令和6年度）
A群	医師多数区域（宮崎東諸県）において、県内専門研修プログラムの基幹施設、連携施設、連携施設に準じる施設のいずれかに位置づけられている医療機関、または宮崎県地域対策協議会で特に必要と認められた県外医療機関	<p>【宮崎東諸県】 いしかわ内科、井上、おおつか生協クリニック、金丸脳神経外科、県精神保健福祉センター、県立こども療育センター、県立宮崎、古賀総合、国立病院機構宮崎東、潤和会記念、高宮、宮崎江南、南部、野崎、野崎東、平和台、宮崎市郡医師会、宮崎市立田野、宮崎生協、宮崎善仁会、宮崎大学医学部附属、宮崎中央眼科、宮崎若久、和知川原生協クリニック、若草、さがら病院宮崎、ART レディースクリニックやまうち、このはな生協クリニック</p> <p>【県外】 多良木（熊本県）</p>
B群	医師少数区域等（延岡西臼杵、日向入郷、西都児湯、日南串間、都城北諸県、西諸）において、県内専門研修プログラムの基幹施設、連携施設、連携施設に準じる施設のいずれかに位置づけられている医療機関	<p>【延岡西臼杵】 おがわクリニック、黒木、県立延岡、延岡市医師会、延岡リハビリテーション、吉田、国見ヶ丘、延岡共立、延岡保養園、縁・在宅クリニック、(高千穂町国保)</p>
		<p>【日向入郷】 協和、鮫島、千代田、和田、田中、宮崎県済生会日向、(国保諸塚診療所) (椎葉村国保) (美郷町国保西郷) (美郷町国保南郷診療所)</p>
		<p>【西都児湯】 西都児湯医療センター、国立病院機構宮崎、海老原総合、川南、(国保西米良診療所) (都農町国保)</p>
		<p>【日南串間】 県立日南、谷口、県南、愛泉会日南、なんごう、(日南市立中部) (串間市民)</p>
		<p>【都城北諸県】 都城医療センター、大悟、橘、永田、藤元、藤元上町、藤元総合、都城新生、都城市郡医師会、メディカルシティ東部、宮永、宮田眼科、ホームクリニックみまた、さかいクリニック</p>
	<p>【西諸】 池田、内村、桑原記念、小林市立、池井、京町共立、(えびの市立) (国保高原)</p>	
C群	へき地の公的医療機関（専門研修プログラムの基幹施設、連携施設、連携施設に準じる施設の該当の有無は問わない）	高千穂町国保、日之影町国保、五ヶ瀬町国保、島浦診療所、日向市立東郷、美郷町国保西郷、椎葉村国保、国保諸塚診療所、美郷町国保北郷診療所、美郷町国保南郷診療所、国保西米良診療所、串間市民、串間市市木診療所、えびの市立、国保高原、都農町国保、日南市立中部
	公衆衛生医	宮崎県庁（宮崎県福祉保健部）、 宮崎県内各保健所（中央、都城、高鍋、日向、延岡、日南、小林、高千穂）、 宮崎大学医学部（社会医学講座公衆衛生学分野）、 宮崎市役所（宮崎市保健所）、宮崎県精神保健福祉センター、 宮崎県衛生環境研究所、県立宮崎・日南・延岡病院、 宮崎産業保健総合支援センター

■ 提出書類一覧

1 大学医学部在学中

提出が必要な場合	提出書類	書式	関係法規
修学資金の貸与を申請するとき	医師修学資金貸与申請書	様式第1号	規則第5条
	誓約書	様式第2号	規則第5条
	医師修学資金貸与者推薦調書	様式第3号	規則第5条
	戸籍抄本又はこれに代わる書面		規則第5条
修学資金の貸与が決定したとき	医師修学資金借用証書	様式第5号	規則第8条
	債権者登録申出書兼口座振替支払申出書		
前年度に引き続き、修学資金の貸与を受けるとき	医師修学資金借用証書	様式第5号	規則第8条
	大学が発行する成績証明書		規則第8条
氏名、住所に変更があったとき	変更事項等届出書	様式第6号	規則第10条
	届出内容の事実を証する書類		規則第10条
保証人の氏名、住所若しくは職業に変更があったとき	変更事項等届出書	様式第6号	規則第10条
	届出内容の事実を証する書類		規則第10条
保証人に変更があったとき	保証人変更承認申請書	様式第4号	規則第6条
大学を休学した、停学の処分を受けた及び進級できなかったため同一学年を重ねて履修することになったとき	医師修学資金貸与停止等申出書	様式第7号	規則第11条
	申出内容の事実を証する書類		規則第11条
本人が死亡したとき	医師修学資金貸与停止等申出書	様式第7号	規則第11条
	申出内容の事実を証する書類		規則第11条
	医師修学資金返還申出書	様式第9号	規則第12条
	返還理由の内容を証する書類		規則第12条
修学資金の貸与を辞退するとき	医師修学資金貸与辞退申出書	様式第8号	規則第11条
	医師修学資金返還申出書	様式第9号	規則第12条
	返還理由の内容を証する書類		規則第12条
	(医師修学資金返還猶予申請書)	様式第10号	規則第13条
	(猶予を受ける理由を証する書類)		規則第13条
大学を退学したとき	医師修学資金貸与停止等申出書	様式第7号	規則第11条
	医師修学資金返還申出書	様式第9号	規則第12条
	返還理由の内容を証する書類		規則第12条

2 大学卒業後の臨床研修中

提出が必要な場合	提出書類	書式	関係法規
医師免許を取得したとき	変更事項等届出書	様式第 6 号	規則第 10 条
臨床研修を開始したとき	届出内容の事実を証する書類		規則第 10 条
〃 休止したとき			
〃 再開したとき			
臨床研修先を変更したとき			
臨床研修が終了し、指定医療機関での勤務を開始する 3 月前	指定医療機関勤務申出書	様式第 11 号	規則第 14 条
	医師免許の写し		規則第 14 条

3 就業中

提出が必要な場合	提出書類	書式	関係法規
知事が決定した勤務期間を終える前に、指定医療機関での勤務を終了する場合、その 3 月前	指定医療機関勤務終了（中断）申出書	様式第 12 号	規則第 14 条
指定医療機関での勤務を行わないとき	医師修学資金返還申出書	様式第 9 号	規則第 12 条
	返還理由の内容を証する書類		規則第 12 条

4 返還の免除

提出が必要な場合	提出書類	書式	関係法規
修学資金の返還免除の要件をすべて満たす場合の申請	医師修学資金返還免除申請書	様式第 13 号	規則第 15 条
	業務従事証明書	様式第 14 号	規則第 15 条
修学資金の返還免除の要件を一部満たす場合の申請	医師修学資金返還免除申請書	様式第 13 号	規則第 15 条
	業務従事証明書	様式第 14 号	規則第 15 条
	死亡又は退職の理由等を証する書類		規則第 15 条
	医師修学資金返還申出書	様式第 9 号	規則第 12 条
	返還理由の内容を証する書類		規則第 12 条
業務上の理由による死亡等による免除の申請	医師修学資金返還免除申請書	様式第 13 号	規則第 15 条
	業務従事証明書	様式第 14 号	規則第 15 条
	死亡又は退職の理由等を証する書類		規則第 15 条
業務以外の理由による死亡等による免除の申請	医師修学資金返還免除申請書	様式第 13 号	規則第 15 条
	(業務従事証明書)	様式第 14 号	規則第 15 条
	死亡又は退職の理由等を証する書類		規則第 15 条

5 返還の猶予

提出が必要な場合	提出書類	書式	関係法規
<ul style="list-style-type: none"> ・ 修学資金の貸与を辞退し、貸与が行われなかった後も引き続き大学に在学しているとき ・ 心身の故障、災害その他やむを得ない事由により修学資金の返還及び利息の支払が困難であると認められたとき 	医師修学資金返還猶予申請書	様式第 10 号	規則第 13 条
	猶予を受ける理由を証する書類		規則第 13 条